

# 平成24年度研修計画協議会

## 説明要旨

平成24年12月19日  
裁判所職員総合研修所

## 目 次

\* 番号は、平成25年度研修実施計画（案）の番号を指す。

第1 平成24年度研修実施状況について（実施報告）	1
---------------------------	---

### 【共通部分】

<裁判所書記官研修部・家庭裁判所調査官研修部合同>

1 裁判所書記官養成課程、家庭裁判所調査官養成課程（番号2, 3, 4, 5）	1
---	---

#### (1) 入所式

#### (2) 合同実施科目

ア グループ別総合演習

イ 連携協働に関する問題研究

ウ 講義等

2 家事実務研究会（番号6）	1
----------------	---

3 少年実務研究会（番号7）	2
----------------	---

4 合同実務研究（番号48）	2
----------------	---

<家庭裁判所調査官研修部・一般研修部合同>

5 裁判所I種採用職員初任研修（番号8）	2
----------------------	---

6 中間管理者（裁判部）研修（番号9）	2
---------------------	---

7 管理者研究会（番号10）	3
----------------	---

8 管理者研究会（支部運営）（番号11）	3
----------------------	---

### 【裁判所書記官研修部】

9 裁判所書記官養成課程（番号2, 3）	3
----------------------	---

#### (1) 第一部

#### (2) 第二部

10 民事実務研究会（番号12）	4
------------------	---

(1) 民事実務（訴訟）研究会（第1回）

(2) 民事実務（訴訟）研究会（第2回）

11 刑事実務研究会（番号13）	4
------------------	---

12 特別研究会（情報公開法改正）	4
-------------------	---

13 家事特別研究会（番号14）	4
------------------	---

14 実務指導研究会（番号15）	4
------------------	---

(1) 民事分野

(2) 刑事分野

(3) 家事分野及び少年分野

15 速記官中央研修（番号16）	5
------------------	---

16 CA研修実務試験（番号17）	5
-------------------	---

17 書記官ブラッシュアップ研修（番号18）	6
------------------------	---

18 第1研究室の研究等	6
--------------	---

(1) 書記官実務研究（番号49）

(2) 過去の実務研究報告書の補訂

(3) その他

ア 書記官ブラッシュアップ研修の指導用教材の作成

イ 基礎作業

### 【家庭裁判所調査官研修部】

19 家庭裁判所調査官養成課程（番号4, 5）	6
-------------------------	---

20 家庭裁判所調査官実務研修（番号19）	7
-----------------------	---

21 家庭裁判所調査官専門研修（番号20）	7
-----------------------	---

22 ケースワーク研究会（番号21）	8
--------------------	---

2 3	心理テスト特別研修（番号 2 2）	8
2 4	面接技法特別研修（番号 2 3）	8
2 5	主任家庭裁判所調査官研修（番号 2 4）	8
2 6	次席家庭裁判所調査官等研究会（番号 2 5）	8
2 7	首席家庭裁判所調査官研究会（番号 2 6）	9
2 8	家庭裁判所調査官実務研究会（番号 2 7）	9
2 9	その他	9
(1)	実務修習指導担当者研究会	
(2)	研修企画研究会（実務修習の運営について）	
3 0	第2研究室の研究等	9
(1)	家庭裁判所調査官実務研究（番号 5 0）	
ア	個人及び共同研究	
イ	指定研究	
(2)	事例分析研究会	
(3)	家庭裁判所調査官関係機関特別研究（番号 5 1）	
ア	家事及び少年関係機関についての研究	
イ	心身の鑑別についての研究	
(4)	その他	
ア	調査事務上の課題についての基礎的研究	
イ	調査事務に関するノウハウの収集と整理	
ウ	家裁調査官研究紀要	
【一般研修部】		
3 1	係長等（総務担当）研修（番号 2 8）	1 0
3 2	係長等（人事担当）研修（番号 2 9）	1 1
3 3	係長等（会計担当）研修（番号 3 0）	1 1
3 4	中間管理者（事務局）研修（番号 3 1）	1 1
3 5	研修事務担当者研修（番号 3 2）	1 2
3 6	研修指導研究会（番号 3 3）	1 2
3 7	情報処理研修（番号 3 4）	1 2
3 8	新任執行官研修（番号 3 5）	1 2
3 9	総括執行官研究会	1 2
4 0	新採用職員研修（番号 3 7）	1 3
4 1	事務官法律研修（番号 3 8）	1 3
4 2	ジャンプアップ研修（番号 3 9）	1 3
4 3	事務官専門研修（番号 4 0）	1 3
4 4	新任係長研修（番号 4 1）	1 3
4 5	新任中間管理者研修（番号 4 2）	1 4
4 6	その他	1 4
(1)	情報化関連業務研修	
(2)	新文書管理システム研修	
(3)	新文書管理システム操作研修	
(4)	企画運営研究会	

第2 平成25年度研修実施計画等について（平成24年度からの変更点等） ----- 1 6

【共通部分】

<裁判所書記官研修部・家庭裁判所調査官研修部合同>		
1	裁判所書記官養成課程、家庭裁判所調査官養成課程（番号 2, 3, 4, 5）	1 6
2	家事実務研究会（番号 6），少年実務研究会（番号 7）	1 6

3 合同実務研究（番号48）	16
<家庭裁判所調査官研修部・一般研修部合同>	
4 総合職採用職員初任研修（番号8）	16
5 管理者研究会（支部運営）（番号11）	16
【裁判所書記官研修部】	
6 民事実務研究会（番号12），刑事実務研究会（番号13）	16
7 家事特別研究会（番号14）	16
8 実務指導研究会（番号15）	16
9 書記官プラッシュアップ研修（番号18）	16
10 第1研究室の研究等	17
書記官実務研究（番号49）	
【家庭裁判所調査官研修部】	
11 裁判所調査官養成課程（番号4, 5）	17
12 家庭裁判所調査官実務研修（番号19）	17
13 家庭裁判所調査官専門研修（番号20）	17
14 ケースワーク研究会（番号21）	17
15 心理テスト特別研修（番号22）	17
16 面接技法特別研修（番号23）	17
17 主任家庭裁判所調査官研修（番号24）	17
18 第2研究室の研究等	18
家庭裁判所調査官実務研究（番号50），家庭裁判所調査官関係機関特別研究（番号51）	
【一般研修部】	
19 係長等（総務担当）研修（番号28）	18
20 情報処理研修（番号34）	18
21 執行官実務研究会（番号36）	18
22 総括執行官研究会	18
23 営繕技官の研修参加	18
(1) 管理者研究会	
(2) 中間管理者（事務局）研修	
(3) 新任中間管理者研修	
(4) ステップアップ研修	
(5) フォローアップセミナー	

## 第1 平成24年度研修実施状況について（実施報告）

### 【共通部分】

＜裁判所書記官研修部・家庭裁判所調査官研修部合同＞

#### 1 裁判所書記官養成課程、家庭裁判所調査官養成課程（番号2, 3, 4, 5）

\* 番号は、平成25年度研修実施計画（案）の番号を指す。以下同じ。

##### (1) 入所式

平成24年4月5日（木）に裁判所書記官養成課程第一部第9期及び第二部第9期並びに家庭裁判所調査官養成課程第9期の入所式を行った。

##### (2) 合同実施科目

裁判所書記官養成課程及び家庭裁判所調査官養成課程においては、次の科目を合同で実施している。

###### ア グループ別総合演習

裁判所及び裁判所職員の在り方について広い視野で考え、裁判所職員として求められる総合的な事務処理能力の向上を図るとともに、裁判所書記官（以下「書記官」という。）と家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）の連携、協働の必要性を認識し、職種間の相互理解を深めて、職務遂行に当たっての連携、協働を円滑に行うための基盤を形成することを目的として実施している。

具体的には、少人数（15人程度）でグループを編制し、①当事者対応に関するロールプレイ、②裁判所に関する問題意識を明確にした上で、見学目的の設定、見学先の選定の討議、見学先との交渉、見学結果のプレゼンテーション、質疑応答等を実施する。

###### イ 連携協働に関する問題研究

書記官及び家裁調査官の連携、協働を円滑に行うための基礎を形成することを目的として、家事調停事件をテーマとした班別討議「連携協働に関する問題研究（家事）」を実施した。

###### ウ 講義等

年度の前半には、親族相続法、戸籍法、男女共同参画への取組及び裁判所の情報化についての講義並びに所長、事務局長及び事務局次長による講話を実施した。

年度の後半においても、既に表記法、精神鑑定、DV（現状・手続）及びDNA鑑定についての講義を実施した。今後、国際私法、被害者保護、裁判所の広報、裁判所を巡る諸問題、生命科学及び統計事務についての講義並びに大法廷首席書記官、家庭審議官、所長、事務局長及び事務局次長による講話を実施することとしている。

#### 2 家事実務研究会（番号6）

家事事件を担当する書記官及び家裁調査官各31人（合計62人）を対象として、平成25年2月18日（月）から同月20日（水）までの3日間の日程で実施する。科目の一部については、司法研修所の実施する家事実務研究会と合同で実施する。

司法研修所と合同で実施する部分においては、家事事件手続法施行後の家庭裁判所実務と今後の展望等について、██████████弁護士による講演を行い、家庭裁判所を巡る諸問題について、家庭局第一課長による講義を、家事部における書記官事務及び家裁調査官事務の現状と課題について、総務局参事官及び家庭局第三課長による講義を行うほか、家事事件手続法等の施行を契機とした離婚調停手続の運用改善について、裁判官研究員とともに研究及び討議を行う。

また、裁判所職員総合研修所（以下「総研」という。）が単独で実施する部分においては、書記官

は、家事事件手続法下の離婚調停事件における書記官事務の運用と課題について、家裁調査官は、子のある夫婦の離婚調停事件における調査官関与及び子の調査について、それぞれ研究及び討議を行う。

### 3 少年実務研究会（番号7）

少年事件を担当する書記官及び家裁調査官各31人（合計62人）を対象として、平成24年9月18日（火）から同月20日（木）までの2.5日間（ただし、書記官については18日及び19日の2日間）の日程で実施した。科目の一部については、司法研修所の実施する少年実務研究会と合同で実施した。

司法研修所と合同で実施した部分においては、少年事件の現状と課題について、家庭局第二課長による講義や、少年矯正における新たな取組と少年院法の改正等について、法務省矯正局少年矯正課長による講義を行い、在宅事件を中心とする、少年事件の事務処理態勢をテーマとして、裁判官研究員とともに研究及び討議を行った。

また、総研が単独で実施した部分においては、書記官及び家裁調査官が合同で、書記官及び家裁調査官の連携について研究及び討議を行ったほか、家裁調査官は、少年事件調査の質的向上について研究及び討議を行った。

### 4 合同実務研究（番号48）

合同実務研究は、複数の職種の研究員が、所属庁において、執務をしながら、裁判所における職種間の連携、協働に関する研究を行うものである。

平成24年度は、新潟家庭裁判所佐渡支部所属の研究員3人（主任書記官兼庶務課長1人、主任家裁調査官1人及び書記官1人）による「小規模家裁支部における円滑な事件処理のための連携・協働の工夫（仮称）」をテーマとする研究を選定した。研究期間は、平成24年9月から平成25年3月までの7箇月間である。

## <家庭裁判所調査官研修部・一般研修部合同>

### 5 裁判所I種採用職員初任研修（番号8）

裁判所職員採用I種試験に合格し、平成24年4月に採用された裁判所事務官（以下「事務官」という。）4人及び家庭裁判所調査官補54人（合計58人）を対象として、平成24年4月6日（金）から同月10日（火）までの3日間の日程で実施した。

研修では、講話により職業人としての心構えを伝え、最高裁事務総局総務局、人事局及び経理局による裁判所の組織と機能、人事制度及び会計に関する講義並びにI種採用の職員として期待される役割についての意識啓発を目的とした先輩職員との座談会（職種別）を行ったほか、「これから裁判所を考える」をテーマとして、最高裁事務総局民事局、刑事局、家庭局及び広報課から施策案件の紹介を行った上で、裁判所の組織目標が「適正で迅速な裁判」「利用しやすい裁判」「分かりやすい裁判」の実現にあることを前提に、「今社会では何が問題になっているのか、今後どのような問題が起こり得るのか、それに対して裁判所はどのように対応していくべきか」について考えさせ、発表させた。平成24年度は、「これから裁判所を考える」の討議において、最初に個人検討、次に二、三人のグループでの意見交換、その後に6人又は8人のチームでの討議と、段階的に考えを深めさせた上で、その結果を全体会で発表し、全員で共有するという方法をとった。

### 6 中間管理者（裁判部）研修（番号9）

主任書記官、主任家裁調査官等213人（第1回から第3回まで各71人）を対象として、平成24年10月、同年11月及び平成25年1月から2月の3回に分けて、各4日間で実施した（平成25年1月から2月実施分については、平成25年1月29日（火）から2月1日（金）までの日程で

実施する。）。

研修では、講話により中間管理者としての役割の重要性を伝え、裁判部を巡る諸問題、当面する司法行政上の諸問題及び裁判所の情報化についての最高裁事務総局民事局、刑事局、家庭局、総務局、人事局、経理局及び情報政策課による講義、人事管理、業務管理、職場のメンタルヘルスの講義を行ったほか、職員団体に関する基礎知識の事例研究を行い、さらに、庁全体の問題についてプロジェクトを立ち上げて解決するという事例において、チームリーダーとしてどのように実情把握や問題解決をすればよいのかについて共同研究を実施した。平成24年度は、昨年に引き続き、「諸問題」の講義では、裁判部の中間管理者に対するメッセージを含めたものとなるよう依頼したほか、共同研究の前日に「職場の問題発見・問題解決」のために有益な手法であるロジカル・シンキングについて基調となる講義を行い、共同研究において実際にロジカル・シンキングのためのツールを使って検討するなどして、その理解を深めさせた。

#### 7 管理者研究会（番号10）

新たに事務局次長、総括企画官、首席書記官、次席書記官、総括主任書記官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官等に任命された者91人を対象として、平成24年4月16日（月）から同月20日（金）までの5日間の日程で実施した。

研究会では、昨年度と同様に、講話により上級管理者に求められているものは何かを伝え、裁判所の広報、裁判所における情報化及び当面する司法行政上の諸問題についての最高裁事務総局広報課、情報政策課、総務局、人事局及び経理局による講義、また、人事管理上の重点課題についての人事局説明、職員団体対応に関する事例研究、メンタルヘルス対策に関する講義等の後、当事者の苦情から事務処理遅滞が発覚するという事例で危機管理に関する共同討議を実施した。平成24年度は、新たに外部講師による「戦略的マネジメント」と題した講義を行い、環境の質的変化に対応するための中長期的視点に立った戦略的マネジメントの必要性について理解を深めさせた。

なお、最高裁判所事務総局経理局営繕課の次席技官1人がオブザーバーとして参加した。

#### 8 管理者研究会（支部運営）（番号11）

地方裁判所及び家庭裁判所の次席書記官、次席家裁調査官及び事務局次長45人を対象として、平成24年5月24日（木）及び25日（金）の1・5日間の日程で実施した。本研究会は、支部において生ずる諸問題等に的確に対応するための上級管理者の管理能力の向上等を目的として、初めて実施したものであり、科目の一部については、司法研修所の実施する支部長研究会と合同で実施した。

研究会では、支部長研究会と合同で、外部講師による組織のリスクマネジメントについての講義を行った後、支部を舞台に発生した対外的なトラブルを題材とする事例で本庁と支部間の連携について共同研究を実施し、危機的場面における組織的な対応及びそれを予防するための方策等について研究を行わせた。また、総合研修所単独で、支部の運営状況の把握と指導監督の在り方について共同研究を行い、上級管理者の果たすべき役割等について理解を深めさせた。

### 【裁判所書記官研修部】

#### 9 裁判所書記官養成課程（番号2、3）

##### （1）第一部

第9期研修生190人（このほかに特許庁及び裁判官訴追委員会からの受託研修生各1人）について、2組編制で実施している。授業の内容に応じて、ビデオリンクシステムを利用して、講義を二つの教室で同時に実施するほか、外部講師による講義については、講堂を使用するなどして、第

二部や家庭裁判所調査官養成課程と共同で実施するものもある。

(2) 第二部

第8期研修生（2年生）83人、第9期研修生（1年生）65人で実施している。憲法、民法総則、刑法各論及び親族相続法については、大学教授等の外部講師による講義を実施している。

10 民事実務研究会（番号12）

(1) 民事実務（訴訟）研究会（第1回）

地方裁判所で民事事件を担当する書記官49人を対象として、平成24年5月30日（水）から6月1日（金）までの2・5日間の日程で実施した。

研究会では、民事事件を取り巻く最近の状況に関して民事局第二課長による講義を行った上、民事立会部における書記官事務についての研究及び討議を行ったほか、研究会の一部を司法研修所が実施する民事訴訟運営実務研究会と合同で実施し、民事立会部における裁判官と書記官の協働に向けた考え方をテーマとして、裁判官研究員との合同研究を行った。

(2) 民事実務（訴訟）研究会（第2回）

地方裁判所で民事事件を担当する書記官60人を対象として、平成25年1月24日（木）及び同月25日（金）の2日間の日程で実施する。

研究会では、民事立会部における書記官事務をテーマとして、司法研修所が実施する特別研究会（第7回、民事訴訟の運営を巡る諸問題（書記官との連携等））と合同で実施する予定である。

11 刑事実務研究会（番号13）

高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する書記官59人を対象として、平成24年11月14日（水）及び15日（木）の2日間の日程で実施した。

研究会では、適正な公判手続等を確保するための書記官の役割をテーマとし、最近の刑事裁判を巡る諸問題について刑事局講師による講義を、刑事事件における書記官事務の課題について総務局講師による講義をそれぞれ行った上、班別及び全体で共同討議を行うなどした。

12 特別研究会（情報公開法改正）

平成24年7月6日（金）に司法研修所と合同での実施を予定していたが、改正法案の国会における審議状況を踏まえ、実施しないこととした。

13 家事特別研究会（番号14）

後見関係事件を担当する書記官50人を対象として、平成24年12月10日（月）及び11日（火）の2日間の日程で、司法研修所の実施する特別研究会（第5回、後見制度支援信託及び後見人の不正行為対応を巡る諸問題）と合同で実施した。

研究会では、後見人等による不正行為を未然に防止するとともに、不正行為を早期に発見し、迅速かつ適切な対応を取るための事務処理の在り方等を検討し、併せて、財産管理事件の進行管理、監督の在り方や、家事事件手続法の施行を控えての後見事件、財産管理事件に関する諸問題について、それぞれ研究及び討議が行われた。

なお、研究内容については、高等裁判所において把握してもらうことが相当であると考えられるところから、高等裁判所の民事次席書記官8人にオブザーバーとして参加してもらった。

14 実務指導研究会（番号15）

書記官ブランシュアップ研修（以下「BU研」という。）の講師を養成するため、講師となる予定の主任書記官等（民事34人、刑事33人、家事22人、少年13人）を対象として、民事及び刑事は平成24年5月9日（水）及び10日（木）、家事及び少年は同月16日（水）及び17日（木）

の各1.5日間の日程で、それぞれ実施した。

研究会では、講義及び討議に関する基礎的技法の習得を目的とした講義及び討議法の実習を行った上、それを踏まえて、民事、刑事、家事及び少年の各分野ごとに、BU研の共通分野で実施する問題研究を題材とした講義実習及び班別討議を実施し、意見交換をした。また、BU研の選択分野における各分野ごとに次の内容について意見交換し、実施に当たっての工夫や留意点の報告を受け、研究討議をした。

(1) 民事分野

ア 各科目的進行方法

イ 「和解調書、執行文演習」のモデルプラン

(2) 刑事分野

ア 各科目的進行方法

イ 「刑事記録演習」、「調書判決演習」、「刑事進行管理」、「犯罪被害者保護に関する問題研究」及び「刑事関係の制度の研究」の各科目のモデルプラン

(3) 家事分野及び少年分野

各科目的ポイント

この研究会では、BU研の講師となる主任書記官等に対して、総研のノウハウやスキルを提供することに主眼を置いており、今後とも各高裁との連携を強めていきたいと考えている。

15 速記官中央研修（番号16）

裁判所速記官補任官後15年以上の裁判所速記官25人を対象として、平成24年7月11日（水）及び12日（木）の1.5日間の日程で実施した。

研修では、講話により裁判所の現在の概況説明と動機付けを行い、「裁判所を巡る諸問題（民事関係）」及び「同（刑事関係）」について最高裁事務総局民事局及び刑事局による講義を行ったほか、外部講師による「セルフモチベーションコントロール」の講義・実習を行い、共同討議では、テーマ1として「より正確で分かりやすい速記録を作成するための連携・協働」及びテーマ2として「知識・経験を生かした連携・協働の実践」について、講師（主任書記官等）も加わり、討議、検討を行った。平成24年度は、共同研究のテーマ1について、研修員から事前に工夫例等を提出してもらった上で活発な意見交換を行い、その結果概要を速記官の執務の参考としてもらうため、速記官に周知するとともに、J・NETポータルに掲載した。

16 CA研修実務試験（番号17）

裁判所書記官任用試験の口述試験合格者41人を対象として、平成24年6月25日（月）から9月11日（火）までの日程で実施した（前期研修は6月25日（月）から7月13日（金）までの15日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。以下この研修において同じ。），実務研修は同月17日（火）から8月20日（月）までの25日間、後期研修は同月22日（水）から9月11日（火）までの15日間）。

前期研修においては、書記官の職務の概要及び重要性を認識させた上で、各分野での立会事務を中心とした知識の整理及び習得を主な目的とし、実務研修においては、これらの知識の定着を図るほか、問題意識の醸成、後期研修への準備、意欲の向上等を目的とし、後期研修においては、前期研修及び実務研修の成果を踏まえた応用能力のかん養を図ることを目的とした内容で実施した。

また、短期間に、より大きな研修効果を上げるために、平成21年度以降、書記官事務として共通するものについては、従来の民事、刑事、家事又は少年といった枠組みにこだわらない講義を行うなど

の工夫をした。例えば、基本通達が共通である民事及び刑事の受付事務においては、共通する部分と異なる部分が浮き彫りになるように民事と刑事の違いを意識した講義を行い、共通する部分が多い民事事件及び家事事件の和解条項及び調停条項については、「調停条項等」として一つの科目として講義を行ったほか、証明事務並びに閲覧及び贈写事務についても、各分野の共通点と相違点を示しながら、一つの科目として実施した。

### 17 書記官プラッシュアップ研修（番号18）

書記官任用資格取得後5年以上の者を対象として、平成24年7月から9月にかけて、各高等裁判所において実施し（大阪及び福岡においては2回ずつ），参加者（終了者）は346人であった。

### 18 第1研究室の研究等

#### （1）書記官実務研究（番号49）

東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の主任書記官を研究員に指名し、刑事損害賠償命令事件に関する書記官事務の研究をテーマとして、平成24年4月から平成25年3月までの1年間で研究を行っている。

刑事損害賠償命令制度は、刑事手続の成果を利用して、犯罪被害者が簡易、迅速に経済的損害の回復を図ることを目的する手続であり、手続の実質は対審構造採る民事訴訟である。書記官は、この制度の要請に適った適切な事務処理を行う必要があることから、本研究では、各庁の事務処理の運用や書記官事務の問題点等を調査、分析した上で、刑事損害賠償命令制度の立法趣旨等を踏まえた正確かつ相当な事務処理の方法等を検討している。

研究の成果は、使い勝手の良い参考資料としてまとめ、全国の現場に提供したいと考えている。

#### （2）過去の実務研究報告書の補訂

法改正等により利用しにくくなっている過去の実務研究報告書に必要な補訂を施して、各庁に配布する作業を行っている。

平成24年度は、平成22年度から継続している「刑事訴訟事件における併合・分離に関する書記官事務の研究」（昭和53年度書記官実務研究）の補訂のほか、新たに「書記官事務を中心とする訴訟終了事由に関する諸問題の研究」（昭和47年度書記官実務研究）及び「民事訴訟における訴訟費用等の研究」（昭和48年度書記官実務研究）の補訂を行っている。

#### （3）その他

##### ア 書記官プラッシュアップ研修の指導用教材の作成

B U研における「最近の民事事件を巡る諸問題」（刑事事件、家事事件及び少年事件についても同様）の指導用教材を作成し、現場への情報発信を行った。

##### イ 基礎作業

法改正等に関する情報を雑誌や書籍等の様々なメディアから収集し、これを整理して、教官室との情報の共有を図っている。

## 【家庭裁判所調査官研修部】

### 19 家庭裁判所調査官養成課程（番号4, 5）

後期合同研修中の第8期生は51人である。前期合同研修を終了した第9期生は53人であり、第9期生は、現在、所属庁で実務修習中である。

家裁調査官養成課程では、法律、行動科学及び調査実務の講義や演習を実施し、家裁調査官としての基礎的な能力を身に付けさせている。

家裁調査官養成課程では、法律、行動科学及び調査実務の講義や演習を実施し、家裁調査官として必要な人格の育成、自立性、能動性及び積極性の伸長並びに調査事務能力、事務処理能力及び政策検討能力を中心とする総合的な実務能力の涵養及び向上を図ることを目的としている。

第9期生から「家庭裁判所調査官の育成のための新たな施策」が実施されたことに伴い、前期合同研修においては、「家庭裁判所調査官養成課程研修の到達目標（平成24年2月）」に記載された前期合同研修の到達目標の達成を目指すとともに、①実務修習におけるグループ修習の円滑な実施に向けたグループ討議の方法及び留意点や、②組織的に職務を遂行する姿勢の涵養を意識して研修運営を行った。具体的には、①の観点から、「グループ修習Ⅰ」と「グループ修習Ⅱ」の教科目を新設し、②の観点から、I種採用職員初任研修と連動させ、裁判所の組織運営及び他職種との連携協働への理解を深めて職務を遂行する姿勢を身に付けさせるために、「組織的な職務遂行」の教科目を新設した。また、新設科目だけでなく実務演習にも積極的にグループ討議を導入した。さらに、前期合同研修の終了時には、研修生各自に到達目標を踏まえた自己の達成度合いやグループ討議の実施状況について振り返りを行わせるとともに、今後の課題を整理して書面に記載させ、研修生から所属庁の指導担当者へ写しを提出させることとし、前期合同研修と実務修習の連動を図った。

8期後期合同研修においても、面接技法の向上を図るために、演習の単位数を増やしたり、関係科学の項目に「発達障害」を新設するなど専門性を高める科目を充実させている。また、裁判所I種職員としての幹部職員候補者たる意識を早期から涵養し、一般執務においても臨機応変かつ能動的に対応できる能力を培うために、昨年度同様、組織的課題に関する演習を配置している。

なお、第9期前期合同研修と同様、3人一組によるグループ討議も適宜取り入れて、主体的な姿勢の涵養を図っている。

このほか、共通部分の説明のとおり、各種の講義、講話及び演習について、書記官養成課程と合同で実施している。

## 2.0 家庭裁判所調査官実務研修（番号19）

家裁調査官任官後、おおむね3年の実務経験を有する者（家裁調査官養成課程第4期を中心）53人を対象として、平成24年9月25日（火）から10月5日（金）までの8.5日間（土曜日及び日曜日を除く。）の日程で実施した。

研修では、経験年数に応じた専門性の深化を図るとともに、特に、組織感覚を涵養するためのカリキュラムとして、危機管理及び裁判所の組織運営への参画をテーマとした演習を実施し、裁判官、書記官及び事務局との連携の在り方や、主任家裁調査官を補佐して組織的な課題に対処する方法などについて検討させ、裁判所職員としての在り方に目を向けさせた。

## 2.1 家庭裁判所調査官専門研修（番号20）

家庭裁判所調査官実務研修終了後、おおむね4年の実務経験を有する者（家庭裁判所調査官研修所養成部第49期を中心）36人を対象として、平成24年6月5日（火）から同月15日（金）までの9日間（土曜日及び日曜日を除く。）の日程で実施した。

平成20年度から研修効果を高めること及び職場の活性化に資することを目的に、研修への参加準備として、事前に所属庁での事例検討会を実施することを提案したところ、今年度も全庁で事例検討会が実施された。事前の事例検討によって研修員の問題意識が明確になり、討議すべき問題が焦点化され、総研での事例検討も充実した。

また、組織運営への意識を高めるためのカリキュラムとしては、「裁判所の組織と運営」と題し

て、人事局参事官による講義に加えて、現場で活躍している主任家裁調査官から、組織的な仕事の在り方をどのように習得してきたかを講義してもらった上で、研修員が組織運営に関わる仕事に取り組んだ際に感じた課題や問題意識を小グループで話し合わせた。その上で、教官講義により、主任家裁調査官の業務内容を具体的に教示しながら、中堅家裁調査官として、主任家裁調査官をどのように補佐するか、自分が主任家裁調査官であつたらどのように対応するかなどについて、グループ討議も交えながら検討させた。

## 22 ケースワーク研究会（番号21）

中堅家裁調査官30人を対象として、平成25年1月30日（水）から2月1日（金）までの3日間の日程で実施する。

平成24年度は、面会交流を中心的な争点にする家事事例を使用して、家事事件におけるケースワークに必要な理論を学習、整理した上で、子の調査を行う際の留意点、面会交流の試行に向けて当事者に対し有効に働き掛ける方法及び調停委員や書記官、関係機関等と効果的に連携する方法について研究する。

## 23 心理テスト特別研修（番号22）

心理テストに習熟している中堅家裁調査官（主任家裁調査官を含む。）16人を対象として、平成24年12月4日（火）から同月7日（金）までの4日間の日程で実施した。

平成24年度は、指導者養成コースを実施した。研修員の高度の心理テスト技法の習得及び心理テストの活用に関して職場の指導的立場に当たる者の育成を目的とし、「裁判所の組織と家裁調査官の専門性の向上」及び「心理テストを巡る諸問題」に関する講義を行ったほか、班別演習で心理テスト技法演習等を実施した。

## 24 面接技法特別研修（番号23）

中堅家裁調査官（主任家裁調査官を含む。）20人を対象として、平成24年11月6日（火）から同月9日（金）までの4日間の日程で実施した。

本研修は、調査に必要な高度な面接技法を習得させるとともに、職場における面接技法研さんの中核となる者の育成を目的としており、各研修員が自らの面接技法について外部講師の指導を受けるとともに、研修員全員に面接技法訓練のファシリテーターとしてグループを運営する体験をさせた。

なお、研修員には、事後課題として、所属庁でのロールプレイを活用した面接技法訓練の実践結果を報告するよう指示している。

## 25 主任家庭裁判所調査官研修（番号24）

新たに任命された主任家裁調査官等42人を対象として、平成24年6月26日（火）から同月29日（金）までの3・5日間の日程で実施した。

本研修は、部下の家裁調査官に対する指導監督能力の向上と適切な組織運営能力を養成することを主たる目的としており、指導監督に関する班別の演習に2日間を充てている。特に、第9期生から「家庭裁判所調査官の育成のための新たな施策」が実施されたことに伴い、OJTにおける主任の役割がより重要になってきていることを踏まえ、指導監督の強化を図る研修内容を充実させた。

なお、いわゆる1人庁支部配置の主任家裁調査官についても、昇任後早い時期に管理職としての意識を習得させるのが相当であることから、平成22年度から昇任時に本研修に参加させている。アンケート結果等を見ると、1人庁支部からの研修員に対しても十分な研修効果を上げることができたと思われる。

## 26 次席家庭裁判所調査官等研究会（番号25）

新たに任命された次席家裁調査官及び総括主任家裁調査官（以下「次席家裁調査官等」という。）21人を対象として、平成24年9月5日（水）から同月7日（金）までの2・5日間の日程で実施した。

平成24年度は、「次席家庭裁判所調査官及び総括主任家庭裁判所調査官に求められる組織運営の在り方—人材育成について—」を研究テーマとし、裁判所全体を視野に入れた組織運営及びそれを実行していくための業務管理の在り方について、特に人材育成を取り上げて研究及び討議を行った。

## 27 首席家庭裁判所調査官研究会（番号26）

首席家庭裁判所調査官50人を対象として、平成24年11月13日（火）及び14日（水）の2日間の日程で実施した。

平成24年度は、家裁調査官の当面する諸問題や裁判所を取り巻く情勢について官房各局から講義を受けるとともに、「家庭裁判所調査官の育成のための新たな施策を踏まえたOJTの充実と研修の在り方について」について研究及び討議を行った。

## 28 家庭裁判所調査官実務研究会（番号27）

主任家庭裁判所調査官を含む家裁調査官を対象として、各高等裁判所において時期を定め3日間の日程で実施し（東京においては2回），参加者（終了者）は238人であった。

## 29 その他

### （1）実務修習指導担当者研究会

家裁調査官養成課程研修第9期研修実務修習実施庁に所属し実務修習の指導担当者に指名された主任家裁調査官34人（第1回及び第2回とも各17人）を対象として、第1回は平成24年5月21日（月）から同月23日（水）まで、第2回は同月28日（月）から同月31日（水）まで、各2・5日間の日程で実施した。

同研究会では、新しい家裁調査官養成課程研修実務修習に取り入れられたグループ修習の運営指導の技法等について研究及び討議を行った。

### （2）研修企画研究会（実務修習の運営について）

高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所本庁、東京家庭裁判所立川支部、横浜家庭裁判所、さいたま家庭裁判所、千葉家庭裁判所、大阪家庭裁判所堺支部、京都家庭裁判所及び神戸家庭裁判所に所属する次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官及び主任家裁調査官を対象として、平成25年2月21日（木）及び22日（金）の2日間の日程で実施する予定である。

同研究会では、家裁調査官養成課程第9期研修実務修習前半期の実施状況についての意見交換をするとともに、同実務修習後半期及び同養成課程第10期研修実務修習の在り方について研究及び討議を行うことを予定している。

## 30 第2研究室の研究等

### （1）家庭裁判所調査官実務研究（番号50）

#### ア 個人及び共同研究

4件の共同研究を選定し、家庭事件調査実務に必要な理論及び技法に関する実証的研究を行っている。研究テーマは、次のとおりである（各テーマはいずれも仮称）。神戸家庭裁判所尼崎支部等「子を巡る紛争の解決に資する親子交流場面観察の効果的活用について—児童期の子を中心に—」、鳥取家庭裁判所「離婚調停事件における面会交流の取り上げ方と効果的な調査官関与」、福岡家庭裁判所「家庭環境の変化が非行少年に与える影響についての縦断的研究」及び徳島家庭裁判所「徳島家庭裁判所における若手家裁調査官の育成方法についての一考察」。

#### イ 指定研究

東京家庭裁判所、大阪家庭裁判所、岐阜家庭裁判所大垣支部、福岡家庭裁判所、盛岡家庭裁判所及び函館家庭裁判所に所属する家裁調査官6人（主任家裁調査官5人、家裁調査官1人）を研究員に指定して、「家事事件における小学生の子を対象とした調査の留意点」をテーマとして研究を行っている。

#### (2) 事例分析研究会

東京家庭裁判所、広島家庭裁判所、仙台家庭裁判所、札幌家庭裁判所及び高松家庭裁判所丸亀支部に所属する家裁調査官5人（主任家裁調査官4人、家裁調査官1人）を研究員に指定して、「生物－心理－社会モデルを分析枠組みとした非行メカニズム解明の在り方の検討－窃盗事案を対象として－」をテーマとして研究を行っている。

#### (3) 家庭裁判所調査官関係機関特別研究（番号51）

##### ア 家事及び少年関係機関についての研究

家事関係機関につき8人、少年関係機関につき11人を研究員に指定して、関係機関（児童相談所、少年院等）に派遣し、その実情等について体験的に研究させるとともに、家庭裁判所と関係機関との連携の充実を図っている。

##### イ 心身の鑑別についての研究

平成25年2月から3月にかけて法務省矯正研修所が実施する分類・鑑別技官に対する研修である「専門研修課程調査鑑別特別科第6回研修」に3人の家裁調査官を参加させる予定である。

#### (4) その他

##### ア 調査事務上の課題についての基礎的研究

家事事件及び少年事件について、関連諸科学の最近の知見、法改正に伴う各種情報等を収集し、整理している。

##### イ 調査事務に関するノウハウの収集と整理

行動科学の雑誌や書籍の中から家裁調査官の執務に役立つ論文を「家裁調査官雑誌文献情報」として毎月J・NETポータルに掲載している。

##### ウ 家裁調査官研究紀要

家裁調査官研究紀要第15号を平成24年10月に発行し、同第16号を平成25年3月に発行する予定である。

### 【一般研修部】

#### 31 係長等（総務担当）研修（番号28）

総務事務を担当する係長39人を対象として、平成24年6月19日（火）から同月21日（木）までの3日間の日程で実施した。

研修では、講話により在るべき係長像を考えさせ、東京高裁総務課長による総務課の現状と課題や秘書課による文書事務、広報課による広報事務の講義のほか、今年度から最高裁事務総局情報政策課による情報化事務、総務局による資料事務の講義を新たに実施した。また、外部講師によるコミュニケーションスキルトレーニングの実習のほか、総務担当係長の役割や在り方を考える共同研究や、事務改善についての共同研究を行った。平成24年度は、本年度からの資料課の廃止に伴う総務課所管事務の変更を踏まえ、新たに情報化事務及び資料事務の科目を加えた。また、共同研究の時間を増や

して、総務担当係長としての総合力を養う目的で、危機管理の事例を題材にして共同研究を行った。

### 3.2 係長等（人事担当）研修（番号29）

人事事務を担当する係長及び専門職60人を対象として、平成24年6月5日（火）から同月7日（木）までの3日間の日程で実施した。

研修では、講話により在るべき係長像を考えさせ、最高裁事務総局人事局による人事事務を巡る諸情勢等の講義で人事担当係長に必要な視点を教示し、人事事務総合演習で人事事務相互の関連性の意識付けを図ったほか、外部講師によるメンタルヘルスの講義、事務改善についての共同研究、「災害発生後の人事事務について」をテーマとした共同討議で締め括った。平成24年度は、人事事務総合演習で平成23年1月から施行されている「特定病気休暇制度」を題材として採り上げ、知識付与を図るとともに、係横断的な視点からの人事担当係長としての考え方や行動の在り方を学ぶことができるよう工夫した。

### 3.3 係長等（会計担当）研修（番号30）

会計事務を担当する係長及び専門職59人を対象として、平成24年11月6日（火）から同月9日（金）までの4日間の日程で実施した。

研修では、講話により在るべき係長像を考えさせ、最高裁事務総局経理局による「裁判所における経理行政」の講義で大所高所から現在及びこれから経理・会計を見つめ、「会計課における仕事の進め方」の講義では、係長としてどう在り、どう行動すべきかについてメッセージを伝えた。各種の会計事務に関する科目の中では、基調講義・班別討議を随所に織り交ぜて、知識付与のみならず考える力や意識の醸成を図ったほか、事務改善や係員の指導育成をそれぞれテーマにした共同研究で多角的に討議・情報交換を行い、最後に分野別研究を行ってより実践的なものとした。平成24年度は、現在も組織として取り組まなければならない課題である災害対応について、大規模災害発生時の業務継続計画策定の必要性や取組を今後も継続させていくことの必要性等について注意喚起を図り、管理事務に対する理解を深めさせるよう工夫したほか、昨年度までと同様、「会計課職員の育成」の観点からもこの研修を重要視する経理局と連携して科目の作り込み等を行った。

なお、高等裁判所の官能専門職2人がオブザーバーとして参加した。

### 3.4 中間管理者（事務局）研修（番号31）

課長、課長補佐等60人を対象として、平成24年12月4日（火）から同月7日（金）までの3.5日間の日程で実施した。

研修では、講話により中間管理者の役割の重要性を伝え、裁判部を巡る諸問題、当面する司法行政上の諸問題、裁判所における情報化及び裁判所の広報について、最高裁事務総局民事局、刑事局、行政局、家庭局、総務局、人事局、経理局、広報課、情報政策課による講義、職場のメンタルヘルスの講義を行ったほか、職員団体に関する基礎知識の事例研究を行った。加えて、職場の問題発見と問題解決の方法をレクチャーした上で、一見すると関連のなさそうな事柄であっても、全体像を見ると大きな一つの問題につながっていることに気付き、検討すべき事項を考えさせた上で対応方法を考えていくことの重要性を理解させ、職場での実践に結び付けることを意図した共同研究（テーマは「気付く・考える・動く」）を実施したほか、総務・人事部門と会計部門に分かれて、総務・人事部門では管理職員候補者（事務局係長）の育成について、会計部門では適正な業務管理について、それぞれ班別研究を行った。平成24年度は、裁判部を巡る諸問題では、事務局の中間管理者として裁判部の課題等を把握した上でどのように裁判部をサポートすべきかについてメッセージ性のある講義を行ったほか、共同研究の前日に行う「職場の問題発見・問題解決」の講義でロジカル・シンキングの手法

について十分な知識付与を行い、共同研究における討議等をより充実させるよう工夫した。

なお、最高裁判所事務総局経理局管轄課の班長2人がオブザーバーとして参加した。

### 3.5 研修事務担当者研修（番号3-2）

研修事務を担当する係長等36人を対象として、平成24年9月4日（火）から同月6日（木）までの3日間の日程で実施した。

研修では、講話により研修事務担当者としての心構えを伝え、講義等で研修の企画、実施及び評価に関する基礎的な知識及び技能の付与を行ったほか、研修全般にかかる事務の進行管理などを中心とした実務上の問題について共同研究を行い、研修員が本研修で学んだことを実際の仕事に活用していく動機付けを行った。平成24年度は、本研修に対する動機付けを行う講話を追加したほか、科目の順序を入れ替えることなどで研修におけるマネジメントサイクル（PDS）の重要性をより一層意識させるカリキュラム構成とした。

### 3.6 研修指導研究会（番号3-3）

主任書記官、課長補佐等72人（第1回36人、第2回36人）を対象として、平成24年5月及び平成25年2月の2回に分けて、各3日間で実施した（第1回は平成24年5月29日（火）から同月31日（木）までの日程で実施済み。第2回は平成25年2月5日（火）から同月7日（木）で実施予定）。

本年度は、第1回は研修企画担当者向け、第2回は研修講師向けとして、それぞれ実施した。いずれの回でも、組織における人材育成としての研修の意義や研修におけるマネジメントサイクル等の研修に関する基本的知識を解説し、研修技法の講義・実習を行った上、第1回では、研修のマネジメント（企画・実施・評価）に「インストラクショナルデザイン」の考え方を探り上げ、研修を効果的・効率的に作り上げていく一連のプロセスに、第2回では、「研修のねらい」を達成するために「科目のねらい」を具体化していく講義の組み立てのプロセスに、それぞれ重点を置いたカリキュラムとして、高裁委嘱研修及び自庁研修のより一層の充実が図れるよう工夫した。

### 3.7 情報処理研修（番号3-4）

情報化事務を担当している書記官及び事務官120人（第1回60人、第2回60人）を対象として、第1回を平成24年5月22日（火）から同月24日（木）まで、第2回を同年11月12日（月）から同月14日（水）までの各3日間の日程で、それぞれ実施した。

研修では、情報セキュリティやネットワークトラブル対応等に関する知識の付与のほか、情報化事務担当者の役割について説明及び共同討議を行った。

### 3.8 新任執行官研修（番号3-5）

新たに執行官に任命された者20人を対象として、平成24年6月12日（火）から同月15日（金）までの3・5日間の日程で実施した。

研修では、執行官の職務を行う上で必要な専門的知識及び技能をできるだけ早い時期に身に付けさせるため、民事局参事官による執行官制度全般についての講義のほか、執行官等の講師による執行事務取扱上の諸問題についての講義やこれを踏まえた実践的な事例問題の研究を行う実務問題研究等を実施した。

### 3.9 総括執行官研究会

新たに総括執行官に任命された者31人を対象として、平成24年7月18日（水）から同月20日（金）までの2・5日間の日程で実施した。

本研究会は、総括執行官がその職務に関する研究及び討議を行うことにより、総括執行官の職責に

について理解を深めるとともに、職務遂行に必要な執行官に対する指導監督や執行官室の運営の在り方等について実践的知識を習得することを目的として実施した。

#### 4.0 新採用職員研修（番号37）

新たに採用された事務官453人を対象として、各高等裁判所で実施された。東京高等裁判所においては、平成24年4月までに採用された者に対する研修とは別に、平成24年度の途中に採用された者を対象として、平成24年10月に実施された。

研修では、新採用職員に対して、国民全体の奉仕者であることを認識させ、裁判所の職員として必要とされる基礎的知識を身に付けさせるために、裁判所職員としての心構え、職員制度、裁判の仕組み等についての講義が行われたほか、公務員倫理、マナーと接遇及び仕事の進め方については、事例研究、ロールプレイ等の手法を交えて講義が実施された。

#### 4.1 事務官法律研修（番号38）

大学等で法律科目を履修していない事務官164人を対象として実施した。通信研修については平成24年3月1日（木）から同年6月15日（金）までの107日間の日程で、面接研修については同年6月18日（月）から同年7月20日（金）にかけて、各高等裁判所で11日間（土曜日及び日曜日を除く。）の日程で、それぞれ実施された。

参加者の年齢は、最高が45歳、最低が19歳、平均年齢は25.07歳であり、平成23年度の24.74歳とほぼ同様である。

また、裁判所職員（裁判所事務官）II種採用者が107人、III種採用者及び選考採用者が57人であり、II種採用者の占める割合は約65.2パーセントと平成23年度と比較して増加した（平成23年度は57.0パーセント）。

#### 4.2 ジャンプアップ研修（番号39）

事務官研修体系の見直しに伴い、平成19年度から実施している研修である。この研修は、係員層の中心となって、上司を助けて実務を担っていくことが期待される中堅事務官（採用後7年以上10年未満の者）約100人を対象として、仕事を進める上で必要な仕事のマネジメントに関する基本的な知識を付与し、職場の事務改善案を作らせることで、能力開発、意識啓発を行うことを目的として各高等裁判所で実施された。

なお、営繕技官5人が、所属する高等裁判所実施の研修（最高裁判所所属の者は東京高等裁判所実施の研修）にオブザーバーとして参加した。

#### 4.3 事務官専門研修（番号40）

ジャンプアップ研修と同様に、事務官研修体系の見直しに伴い、平成19年度から実施している研修である。この研修は、事務局の運営を支えていくことが期待される中堅層以上の事務官（採用後7年以上の者）、専門職及び係長を対象として、担当職務（総務、人事又は会計）の遂行に必要な職務知識を付与し、職務遂行能力の向上を図ることを目的として各高等裁判所で実施された。

なお、実施の際の参考となるように、資料（講義資料、参考事例）を各高裁に送付した。

おって、最高裁判所事務総局経理局営繕課の営繕専門職3人が、東京高等裁判所実施の研修にオブザーバーとして参加した。

#### 4.4 新任係長研修（番号41）

新たに係長となった者306人を対象として、各高等裁判所で実施された。

研修では、係長として職務を遂行するために必要な知識及び技能を身に付けさせるために、裁判所の現状と課題についての認識を深めさせるための講義とともに、係長としてのリーダーシップとマネ

ジメントに関する共同研究等が行われた。本庁の事務局の係長146人（47.7パーセント）、支部の事務局の係長34人（11.1パーセント）、訟廷係長124人（40.5パーセント）、検察審査会事務局の係長2人（0.6パーセント）が参加した。

なお、高等裁判所の営繕専門職13人が、所属する高等裁判所実施の研修にオブザーバーとして参加した。

#### 4.5 新任中間管理者研修（番号42）

新たに主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等の中間管理職員に任命された者256人を対象として、各高等裁判所で実施された。

研修では、中間管理者として職務を遂行するのに必要な人事評価、業務管理、職員制度等に関する講義、共同研究等が行われ、主任書記官164人（64.1パーセント）、主任家裁調査官40人（15.6パーセント）、課長補佐36人（14.1パーセント）等が参加した。

なお、最高裁判所事務総局経理局営繕課の班長6人が、東京高等裁判所実施の研修にオブザーバーとして参加した。

#### 4.6 その他

##### （1）情報化関連業務研修

総務課の組織整備を図るに当たって、新たに情報化関連業務を担当する総務課の職員に対して、職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上を図ることを目的に、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の情報化関連業務担当者84人を対象として、平成24年4月24日（火）及び25日（水）の2日間の日程で実施した。

##### （2）新文書管理システム研修

従前の司法行政文書管理システムを総務省が運用している一元的な文書管理システム（新システム）に移行させるに当たり、総務課において文書事務を担当する係長等に、新システムを利用するためには必要な文書管理に関する知識を付与するとともに、新システムの操作方法を習得させることにより、新システムを利用することが予定される職員の新システムの習得を支援させ、新システムへの円滑な移行を図ることを目的に、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の総務課において文書事務を担当する係長等84人を対象として、平成24年4月26日（木）に1日の日程で実施した。

##### （3）新文書管理システム操作研修

従前の司法行政文書管理システムを総務省が運用している一元的な文書管理システム（新システム）に移行させるに当たり、平成24年10月から同年12月までの間に設定された職員習熟期間を前に、実際のデータが保存された状態の裁判所版新システム（模擬）にアクセスする方法により、新システムの具体的な操作方法に関する知識及び技能を付与し、新システムへの円滑な移行を図ることを目的に、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の総務課において文書事務を担当し、新システムの導入に指導的役割を果たすことが期待される職員84人（第1回40人、第2回44人）を対象として、平成24年10月3日（水）及び4日（木）に、1日日程の研修を2回に分けて実施した。

##### （4）企画運営研究会

各高等裁判所の人事課長及び民事・刑事の研修担当次席書記官等24人を対象として、平成24年11月20日（火）及び21日（水）に実施した。

研究会では、総研における研修の企画策定の参考にするとともに、高等裁判所におけるブロック

研修及び自庁研修の更なる充実強化に資することを目的として、研修の実施及び企画運営について意見交換を行った。書記官の育成の目標や、養成課程研修とOJTの連携、書記官プラッシュアップ研修の在り方等について活発な意見交換が行われた。

## 第2 平成25年度研修実施計画等について（平成24年度からの変更点等）

### 【共通部分】

#### <裁判所書記官研修部・家庭裁判所調査官研修部合同>

##### 1 裁判所書記官養成課程、家庭裁判所調査官養成課程（番号2, 3, 4, 5）

合同実施科目について、グループ別総合演習を始めとして、これまでの実施結果を検討して、更に充実したカリキュラムとなるようにしていきたい。

##### 2 家事実務研究会（番号6）、少年実務研究会（番号7）

家事実務研究会及び少年実務研究会は、それぞれ科目の一部を司法研修所と合同で実施する予定である。研究会のテーマについては、各庁からの意見及び要望を考慮しながら現在検討しているところであるが、決まり次第速やかに通知したい。

##### 3 合同実務研究（番号48）

平成24年度と同様、研究員及び研究テーマを公募した上、テーマ、研究態勢等を検討して、相当なものを一、二件選定したい。

この研究は、職種間の連携、協働に関する実務的な研究を複数の職種の職員で行うものであり、裁判所全体の執務能力の向上に資するだけでなく、職場の活性化にもつながるものと考えている。積極的な応募をお願いしたい。

#### <家庭裁判所調査官研修部・一般研修部合同>

##### 4 総合職採用職員初任研修（番号8）

採用試験の変更に伴い、研修名を変更する。

なお、研修の内容については、現行の裁判所I種採用職員初任研修で行っているI種の新採用職員としての基本的な知識の付与と動機付け、また、経歴や職務指向等が異なる事務官と家裁調査官補とが合同して討議を行って両職種が互いに刺激を受けるということは、一定の研修効果が上がっていると考えており、平成25年度もほぼ同様の内容で実施することを予定している。

##### 5 管理者研究会（支部運営）（番号11）

平成25年5月23日（木）及び24日（金）の2日間の日程で、平成24年度と同様、日程の一部を司法研修所と合同で実施することを予定している。

### 【裁判所書記官研修部】

##### 6 民事実務研究会（番号12）、刑事実務研究会（番号13）

民事実務研究会は2回、刑事実務研究会は1回実施する予定である。研究会のテーマについては、検討しているところであるが、いずれも日程の一部を司法研修所と合同で実施することを予定している。

##### 7 家事特別研究会（番号14）

平成25年12月に、後見事件をテーマとして、司法研修所と合同で実施することを予定している。

##### 8 実務指導研究会（番号15）

平成24年度と同様に、BU研の講師となる予定の主任書記官等を対象として、民事及び刑事は平成25年5月8日（水）及び9日（木）の、家事及び少年は同月15日（水）及び16日（木）の各1.5日間の日程で、それぞれ実施を予定している。

##### 9 書記官プラッシュアップ研修（番号18）

これまでどおり実施する予定である。カリキュラムにおける科目設定の自由度や、高裁における裁

量範囲の明確化について、更なる工夫をしていきたい。教材についても、各庁の要望を踏まえて、一部内容を見直し、できるだけ早期に送付したいと考えている。

なお、選択分野の大枠及び実施方法についても、できるだけ早期に確定し、速やかに通知したいと考えている。

#### 10 第1研究室の研究等

書記官実務研究（番号49）

平成25年度のテーマは、未定である。

### 【家庭裁判所調査官研修部】

#### 11 家庭裁判所調査官養成課程（番号4, 5）

前期合同研修については、平成24年度と同様、実務修習におけるグループ修習を見据えた研修運営を行い、グループ修習に関する教科目や、組織的な職務遂行及び職種間の連携協働に関する教科目を充実させる。その後の実務修習においては、グループ修習を中心として、調査事務能力、事務処理能力及び政策検討能力の習得並びに向上を図ることになる。新施策の下では、養成課程研修修了後、任官とともに小規模庁への異動が予定されていることを踏まえ、後期合同研修の内容について、任官直後の実働にふさわしい内容に見直す予定である。その骨子は、高い専門性の向上のための教科目の充実を図るとともに、組織性に対する意識のかん養を図るための教科目、政策検討能力の向上に関する教科目を充実させるほか、調査報告書等の起案力を強化するための教科目の増設などを行う。

#### 12 家庭裁判所調査官実務研修（番号19）

平成24年度と同様、家裁調査官の経験年数に応じた組織人教育及び専門性の向上等を進展させるための演習科目等の充実を図りたいと考えている。

なお、調査実務研究の在り方については、平成24年11月に実施された首席研究会での意見を踏まえ、検討中である。

#### 13 家庭裁判所調査官専門研修（番号20）

平成24年度と同様、家庭裁判所調査官実務研修（番号18）と同様に、家裁調査官の経験年数に応じた組織人教育及び専門性の向上等を更に進展させるための演習科目等の充実を図りたいと考えている。また、平成25年度についても、参加者の研修効果を高め、職場の活性化にもつながることから、平成24年度と同様、首席家裁調査官に対し、この研修とOJTとの連携として、家庭裁判所調査官専門研修への参加準備としての各庁における事例検討会を実施してもらうこととする。なお、調査実務研究の在り方については、平成24年11月に実施された首席研究会での意見を踏まえ、検討中である。

#### 14 ケースワーク研究会（番号21）

調査事務に必要な調整力、折衝力及び機動力等を有効に駆使する調整技法についての教育を、更に進展させていくことを検討中である。

#### 15 心理テスト特別研修（番号22）

平成25年度は、ロールシャッハ・テストを中心とした研修を実施する予定である。

#### 16 面接技法特別研修（番号23）

面接技法の向上のための教育を、更に進展させていくことを検討中である。

#### 17 主任家庭裁判所調査官研修（番号24）

主任家裁調査官として必要な指導監督能力の向上及び管理者意識の高揚を図るため、管理者教育

を更に進展させていくことを検討中である。特に、新施策に伴う人事異動配置により、小規模庁における主任の役割がこれまで以上に重要となることから、任官直後の家裁調査官の指導監督方法を強化するためのカリキュラム等につき、更に充実させることを検討中である。

### 18 第2研究室の研究等

家庭裁判所調査官実務研究（番号50）、家庭裁判所調査官関係機関特別研究（番号51）

家庭裁判所調査官実務研究（指定研究）のテーマについては、現在検討中であるが、時宜にかなったテーマを選定し、研究企画官の指導の下、十分な成果を上げられるようにしたい。

家庭裁判所調査官関係機関特別研究については、平成24年度と同様に実施する予定である。

なお、研究結果報告書の照会に応じており、照会対象となる研究結果報告書一覧を毎年6月上旬ころにJ・NETポータルに掲載している。照会の際は、所定の依頼書を司法行政文書管理システムで総研資料課図書係に送信いただきたい。

## 【一般研修部】

### 19 係長等（総務担当）研修（番号28）

この研修は、平成21年度までは2年ごとに実施していたが、未研者が増加傾向にあること及び各高裁からの要望が強いことから、平成22度以降、毎年実施している。資料課の廃止に伴い、対象者となる総務課係長も増えていることから、平成25年度も引き続き実施する予定である。

### 20 情報処理研修（番号34）

情報化の推進に指導的な役割を果たすことが期待される職員を対象とする研修であり、これまで情報化事務担当者を主な対象者として実施してきた。平成24年4月に、総務課の文書・情報担当部署が設置され、総務課文書（第二）係が情報化関連業務を担当することになったことから、従前の対象者に加えて、情報化関連業務担当者をこの研修の対象者とする。

### 21 執行官実務研究会（番号36）

対象者が減少していることから平成24年度は実施しなかったが、平成25年度は実施する。

### 22 総括執行官研究会

これまで2年ごとに実施している研究会である。平成24年度は実施したため、平成25年度は実施しない。

### 23 営繕技官の研修参加

これまで裁判所内部の研修への参加の機会が少なかった営繕技官について、平成24年度から、裁判所職員としての能力開発や意識啓発等を内容とする一部の研修に、オブザーバーとして参加させているところである。これらの実施状況を踏まえ、平成25年度からは、次の各研修において、それぞれ記載した営繕技官を正式参加させることとする。

#### (1) 管理者研究会

最高裁判所の首席技官及び次席技官

#### (2) 中間管理者（事務局）研修

最高裁判所の班長

#### (3) 新任中間管理者研修

最高裁判所の班長及び主任技官

#### (4) ステップアップ研修

採用後3年目の行一技官

(5) フォローアップセミナー  
採用後1年程度を経過した行(一)枝官

【資料1】

平成24年度 養成課程研修生資料

平成24年12月1日 現在

養成課程研修生		442人	
	(男性)	(女性)	
	190人(43.0%)	252人(57.0%)	
平均年齢	28.0 歳		
(男性平均)	29.0 歲	(女性平均)	27.3 歲
<b>書記官養成課程</b>			
338人			
	(男性)	(女性)	
	167人(49.4%)	171人(50.6%)	
平均年齢	28.8 歲		
(男性平均)	29.4 歲	(女性平均)	28.2 歳
<b>一部9期生</b>			
190人			
	(男性)	(女性)	
	96人(50.5%)	94人(49.5%)	
平均年齢	29.1 歲		
(男性平均)	29.4 歳	(女性平均)	28.7 歲
<b>二部8期生</b>			
83人			
	(男性)	(女性)	
	40人(48.2%)	43人(51.8%)	
平均年齢	28.5 歲		
(男性平均)	29.2 歲	(女性平均)	27.8 歲
<b>二部9期生</b>			
65人			
	(男性)	(女性)	
	31人(47.7%)	34人(52.3%)	
平均年齢	28.2 歲		
(男性平均)	29.4 歲	(女性平均)	27.2 歲
<b>家裁調査官養成課程</b>			
104人			
	(男性)	(女性)	
	23人(22.1%)	81人(77.9%)	
平均年齢	25.5 歲		
(男性平均)	26.1 歲	(女性平均)	25.3 歲
<b>8期生</b>			
51人			
	(男性)	(女性)	
	15人(29.4%)	36人(70.6%)	
平均年齢	26.0 歲		
(男性平均)	26.2 歲	(女性平均)	25.9 歲
<b>9期生</b>			
53人			
	(男性)	(女性)	
	8人(15.1%)	45人(84.9%)	
平均年齢	25.1 歲		
(男性平均)	25.9 歲	(女性平均)	24.9 歲

※一部9期生のデータに特許庁及び裁判官訴追委員会からの受託研修生2名は含まない。

平成25年度 養成課程研修生(予定)資料

養成課程研修生		434人	
	(男性)	(女性)	
	200人(46.1%)	234人(53.9%)	
平均年齢	27.2 歲		
(男性平均)	27.8 歲	(女性平均)	26.6 歲
<b>書記官養成課程</b>			
333人			
	(男性)	(女性)	
	179人(53.8 %)	154人(46.2%)	
平均年齢	27.8 歲		
(男性平均)	28.1 歲	(女性平均)	27.5 歲
<b>一部10期生</b>			
180人			
	(男性)	(女性)	
	104人(57.8%)	76人(42.2%)	
平均年齢	28.2 歲		
(男性平均)	28.4 歲	(女性平均)	27.8 歲
<b>二部9期生</b>			
65人			
	(男性)	(女性)	
	31人(47.7%)	34人(52.3%)	
平均年齢	28.2 歲		
(男性平均)	29.4 歲	(女性平均)	27.2 歲
<b>二部10期生</b>			
88人			
	(男性)	(女性)	
	44人(50.0%)	44人(50.0%)	
平均年齢	26.9 歲		
(男性平均)	26.6 歲	(女性平均)	27.2 歲
<b>家裁調査官養成課程</b>			
101人			
	(男性)	(女性)	
	21人(20.8%)	80人(79.2%)	
平均年齢	24.9 歲		
(男性平均)	25.2 歲	(女性平均)	24.8 歲
<b>9期生</b>			
53人			
	(男性)	(女性)	
	8人(15.1%)	45人(84.9%)	
平均年齢	25.1 歲		
(男性平均)	25.9 歲	(女性平均)	24.9 歲
<b>10期生</b>			
48人			
	(男性)	(女性)	
	13人(27.1%)	35人(72.9%)	
平均年齢	24.7 歲		
(男性平均)	24.8 歲	(女性平均)	24.7 歲

※10期生の年齢は、平成25年4月(入所時)現在

【資料2】

裁判所書記官養成課程生の勤続年数等

第一部

期別	基準日	入所者数	勤続年数									採用試験別				法科大学院			
			項目	1.00 以下 2.00	1.01 2.01 3.00	2.01 3.00 4.00	3.01 4.00 5.00	4.01 5.00 6.00	5.01 6.00	6.01 以上	平均 (年)	平均 (年月)	I種 R A	II種 Y	うち 直近採用 試験合格	III種 Q	選考	修了者数	割合(%)
第9期	24.3.31現在	190	人数	62	58	42	20	3	5	0	2.26年	2年3月	14	176	98	0	0	109	57.37%
			累計	62	120	162	182	185	190	190									
			累計%	32.63%	63.16%	85.26%	95.79%	97.37%	100.00%	100.00%									
第10期	25.3.31現在 (予定)	180	人数	64	61	33	14	6	2	0	2.13年	2年2月	4	175	95	1	0	106	58.89%
			累計	64	125	158	172	178	180	180									
			累計%	35.56%	69.44%	87.78%	95.56%	98.89%	100.00%	100.00%									

第二部

期別	基準日	入所者数	勤続年数									採用試験別					
			項目	1.00 以下 2.00	1.01 2.01 3.00	2.01 3.00 4.00	3.01 4.00 5.00	4.01 5.00 6.00	5.01 6.00	6.01 以上	平均 (年)	平均 (年月)	II種 Y	II種 全体 割合	III種 Q	速記 S T	選考
第8期	23.3.31現在	83	人数	4	27	25	9	6	5	7	3.51年	3年6月	68	81.93%	13	0	2
			累計	4	31	56	65	71	76	83							
			累計%	4.82%	37.35%	67.47%	78.31%	85.54%	91.57%	100.00%							
第9期	24.3.31現在	65	人数	7	16	23	5	3	4	7	3.78年	3年9月	57	87.69%	7	0	1
			累計	7	23	46	51	54	58	65							
			累計%	10.77%	35.38%	70.77%	78.46%	83.08%	89.23%	100.00%							
第10期	25.3.31現在 (予定)	88	人数	8	14	25	11	11	7	12	4.09年	4年1月	72	81.82%	14	0	2
			累計	8	22	47	58	69	76	88							
			累計%	9.09%	25.00%	53.41%	65.91%	78.41%	86.36%	100.00%							

※1 「基準日」は、勤続年数の算出の基準時である。

※2 「勤続年数」は、採用された日から基準日までの年数である。

※3 「入所者数」は、平成24年1月1日現在の入所者数であり、再入所者を含む（特許庁及び裁判官訴追委員会からの受託研修生を除く。）。

※4 第10期は、入所指名予定者の人数である（試験合格者は第一部180人、第二部88人）。

【資料3】

家裁調査官養成課程生の職歴の有無

期別	人数	項目	無	有		
				1年未満	1年以上	計
第7期	54	人数	47	0	7	7
		割合(%)	87%	0%	13%	13%
第8期	54	人数	46	1	7	8
		割合(%)	85%	2%	13%	15%
第9期	54	人数	46	1	7	8
		割合(%)	85%	2%	13%	15%
第10期	48 (予定)	人数	39	0	9	9
		割合(%)	81%	0%	19%	19%

※第7期～第10期のデータは、人数を含め各期の入所当時のもの。

## 【資料4】

## CA研修実務試験関係資料

試験年度	平成24年度(CA-7)			平成23年度(CA-6)			平成22年度(CA-5)			平成21年度(CA-4)			平成20年度(CA-3)			平成19年度(CA-2)			平成18年度(CA-1)		
研修員の人数	41人	100.0%		40人	100.0%		52人	100.0%		45人	100.0%		52人	100.0%		54人	100.0%		62人	100.0%	
うち男性	16人	39.0%		27人	67.5%		34人	65.4%		26人	57.8%		33人	63.5%		38人	70.4%		40人	64.5%	
うち女性	25人	61.0%		13人	32.5%		18人	34.6%		19人	42.2%		19人	36.5%		16人	29.6%		22人	35.5%	
平均年齢	30.2歳			33.4歳			30.9歳			30.4歳			31.6歳			33.6歳			29.7歳		
うち男性	30.2歳			33.4歳			32.1歳			30.8歳			32.7歳			33.7歳			29.6歳		
うち女性	30.2歳			33.2歳			28.5歳			29.8歳			29.8歳			33.3歳			29.9歳		
平均勤続年数	6.05年			10.04年			7.09年			7.04年			9.00年			10.08年			5.07年		
うち男性	6.07年			10.03年			8.10年			7.09年			10.03年			10.07年			5.04年		
うち女性	6.05年			10.06年			5.09年			6.08年			6.07年			11.01年			6.02年		
勤続年数	人数	累計	累計%																		
2.01~3.00	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	25	25	40.3%
3.01~4.00	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	8	33	53.2%
4.01~5.00	20	20	48.8%	8	8	20.0%	13	13	25.0%	16	16	35.6%	23	23	44.2%	8	8	14.8%	3	36	58.1%
5.01~10.00	18	38	92.7%	17	25	62.5%	28	41	78.8%	19	35	77.8%	9	32	61.5%	17	25	46.3%	12	48	77.4%
10.01~15.00	1	39	95.1%	6	31	77.5%	5	46	88.5%	3	38	84.4%	9	41	78.8%	15	40	74.1%	10	58	93.5%
15.01~20.00	1	40	97.6%	4	35	87.5%	6	52	100.0%	7	45	100.0%	10	51	98.1%	9	49	90.7%	3	61	98.4%
20.01~	1	41	100.0%	5	40	100.0%	0	52	100.0%	0	45	100.0%	1	52	100.0%	5	54	100.0%	1	62	100.0%

\* 年齢、勤続年数の基準日は、研修開始日(CA-7は平成24年6月25日、CA-6は平成23年6月27日、CA-5は平成22年6月28日、CA-4は平成21年6月29日、CA-3は平成20年6月30日、CA-2は平成19年7月2日、CA-1は平成18年7月4日)現在である。

## (参考)

試験年度	平成24年度(CA-7)		平成23年度(CA-6)		平成22年度(CA-5)		平成21年度(CA-4)		平成20年度(CA-3)		平成19年度(CA-2)		平成18年度(CA-1)	
理論試験有効受験者数	372人		298人		315人		340人		323人		370人		626人	
筆記試験合格者数	101人		103人		100人		105人		107人		106人		133人	
口述試験合格者数	43人		40人		52人		44人		53人		55人	※2	63人	※1
任官者数	41人		40人		52人		45人		52人		54人		62人	
受験資格	I種試験合格者		II種試験合格者		I, II種以外									
													必要在職年数(経過措置) ※年齢25歳以上	
													法学部卒業者	4年
													法学部卒業者	2年
													その他	3年

※1 実務試験中に死亡した者1人を含む。

※2 実務試験中に座前休暇に入った者1人を含む。(平成21年度の実務試験に参加)

【資料5】

平成24年度新採用職員研修実施状況

年 度		平成24年度		平成23年度		平成22年度		平成21年度		平成20年度	
終了人員		453		480		472		583		549	
性別	男	228	50.3%	229	47.7%	190	40.3%	269	46.1%	264	48.1%
	女	225	49.7%	251	52.3%	282	59.7%	314	53.9%	285	51.9%
採用試験	II種	382	84.3%	442	92.1%	416	88.1%	519	89.0%	473	86.2%
	一般職 (大卒程度)	23	5.1%								
	III種	35	7.7%	32	6.7%	50	10.6%	50	8.6%	72	13.1%
その他		13	2.9%	5	1.0%	6	1.3%	14	2.4%	4	0.7%

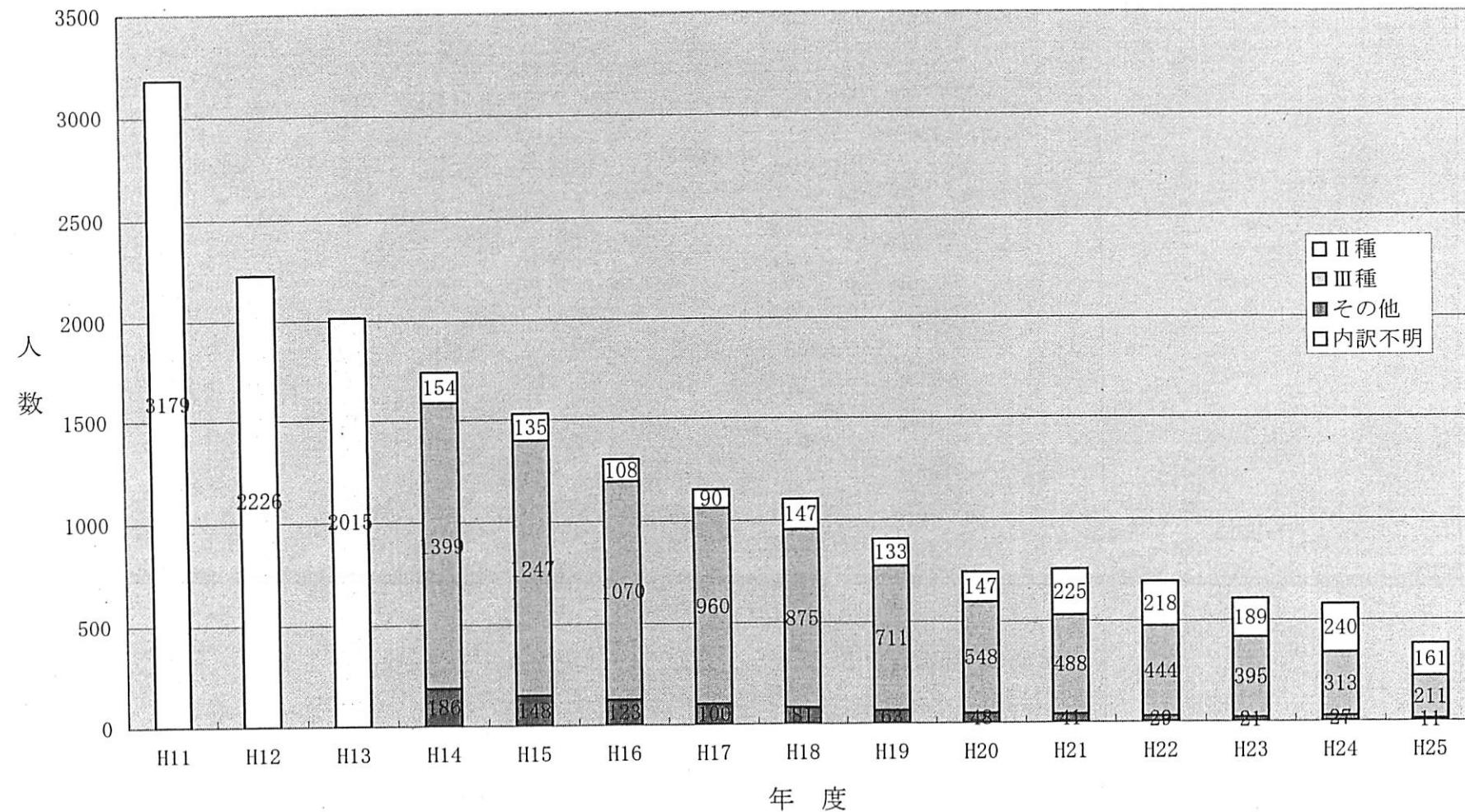
## 【資料6】

## 平成24年度事務官法律研修実施状況

年 度		平成24年度		平成23年度		平成22年度		平成21年度		平成20年度		平成19年度	
終了人員		164		149		197		187		177		232	
性別	男	64	39.0%	69	46.3%	88	44.7%	99	52.9%	65	36.7%	86	37.1%
	女	100	61.0%	80	53.7%	109	55.3%	88	47.1%	112	63.3%	146	62.9%
年齢	最高	45		47		43		40		45		39	
	最低	19		19		19		19		19		19	
	平均	25.07		24.74		25.59		26.05		26.05		25.34	
採用試験	II種	107	65.2%	85	57.0%	120	60.9%	106	56.7%	66	37.3%	41	17.7%
	III種	49	29.9%	56	37.6%	68	34.5%	74	39.6%	100	56.5%	180	77.6%
	その他	8	4.9%	8	5.4%	9	4.6%	7	3.7%	11	6.2%	11	4.7%

【資料7】

事務官法律研修対象者数（採用区分別）



## 【資料8】

### 平成24年度事務官専門研修実施状況

高裁	日程 (日)	終了人員			
		総務	人事	会計	合計
東京	各2	27		36	63
大阪	2	18			18
名古屋	各2.5	13	14		27
広島	各2	13	16	9	38
福岡	3	19			19
仙台	2		12		12
札幌	2	10			10
高松	2		6		6
合計		100	48	45	193
		割合	51.8%	24.9%	23.3%

【資料9】

## 平成24年度新任係長研修 担当職務別参加人員